

仕 様 書

本件業務における仕様は次のとおりです。

1 業務概要

- (1) 件 名 宿泊交流拠点施設プロモーション等業務委託
- (2) 履行場所 東御市役所ほか市が指定する場所
- (3) 業務内容 項番3のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 上限金額 金7,328,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 目的

東御市では、令和9年度に完成予定の宿泊交流拠点施設の整備を計画しており、将来的には、当該施設を発着点とした滞在型・体験型・着地型観光を展開することを想定している。そのため、施設整備と並行して、観光プロモーション等を展開することで、交流・関係人口の拡大を図っていく。その一環として、本事業において、本市の魅力のひとつである「食」を中心に首都圏等での情報発信、ビッグデータを活用した観光客動態および消費行動分析、観光資源調査等を総合的に実施し、東御市のブランド価値向上と将来にわたる観光戦略構築を図ることを目的とする。あわせて、今年度は本事業を通じて、将来的に整備される宿泊交流拠点施設を中心とした滞在型観光の促進及び着地型観光商品の開発に資する基礎資料を得ることを目的とする。

3 業務内容及び仕様

(1) 首都圏等における食を中心とした観光資源のPRイベントの実施

ア 東御市の魅力のひとつである「食」「ワイン」を中心に観光資源を活用し、首都圏等でPRイベントを実施することで、市の認知度向上と誘客促進を図ることを目的とする。

イ イベントは2回以上実施すること。うち1回は東御市指定会場（銀座 NAGANO）で行い、ほかは受託者の提案による効果的な方法で行うこと。

ウ 東御市指定会場（銀座 NAGANO）で実施するイベントの参加対象者は、観光ジャーナリスト、ワインジャーナリスト、インフルエンサー等のメディア関係者とし、参加者にはイベント後、情報発信を行うように促すこと。

エ 東御市指定会場（銀座 NAGANO）の予約は本市で行うこととする。

オ イベントで活用する「食」「ワイン」などに要する経費は、本業務の中に含めるものとする。

カ イベントの開催にあたり、食品を取り扱うことから、衛生管理、安全管理（感染症対策等も含む）を行うとともに、必要なスタッフを配置し、事故等の防止を図ること。

キ イベントでは参加者アンケート調査及び分析を行うこと。

ク アンケート調査の結果等を踏まえ、次回以降の改善や今後の取り組みについて提

案すること。

(2) ビッグデータ等を活用した観光客動態及び消費行動分析

ア オープンデータや民間企業が保有するデータ等を活用し、国内外（インバウンドを含む）観光客の動態及び消費行動を分析を行うとともに、今後のデータ蓄積に向けた仕組みについても提示すること。

イ 産業連関表を活用した経済波及効果の分析を行い、観光による地域経済への影響を明らかにすること。

ウ 分析結果を基に、将来的に整備される宿泊交流拠点施設を含め、東御市における今後の観光戦略・重点ターゲット層・情報発信 方針を提案すること。

(3) 観光資源・意識調査

ア 東御市全域の観光資源を調査・整理し、着地型観光商品の開発や再構築の視点から資源の発掘・再評価を行うこと。

イ 東御市全域の観光資源や観光に関する意識調査を行い、その結果に基づき、着地型観光商品の開発や再構築の視点から資源の発掘及びニーズの把握を行うこと。

4 成果品

(1) 首都圏等における食を中心とした観光資源の PR イベント

以下の内容を基本とするが、協議のうえ変更する場合がある。

ア イベント実施報告書

イ 写真記録

ウ 発信実績一覧

(2) ビッグデータ等を活用した観光客動態及び消費行動分析

以下の内容を基本とするが、協議のうえ変更する場合がある。

ア 分析報告書

イ 分析データ

ウ 戦略提案書

エ 産業連関表

(3) 観光資源・意識調査

以下の内容を基本とするが、協議のうえ変更する場合がある。

ア 調査報告書

イ 観光資源一覧表（調査報告書に含む。）

ウ 写真台帳（調査報告書に含む。）

5 著作権

本業務により作成された報告書、分析資料、写真、映像等の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）は、東御市に帰属する。

ただし、受託者が従来から保有する固有の技術・ノウハウについては受託者に留保され、東御市は当該権利を非独占的に使用できるものとする。

6 その他

(1) 一般事項

ア 業務の遂行状況について随時報告すること。また東御市と協議した内容については議事録にし、その都度提出すること。

イ 必要な資料・データは受託者が収集し、必要に応じて東御市が貸与する。

ウ 貸与した資料等の複製の可否、返却等については、東御市の指示に従うこと。

エ 委託業務期間はもとより終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて、厳守すること。

(2) 業務体制

ア あらかじめ東御市と調整したスケジュールで行うこと。

イ 委託業務を総括し、東御市からの指示を受ける窓口として管理責任者を置き、市、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

(3) 契約不適合責任

委託業務終了後 1 年間は契約責任期間とし、契約不適合が判明した場合は受託者にて無償で修正・再提出をすること。

(4) 協議

この仕様書について疑義が生じたとき、または定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、東御市と協議すること。